

ST 会員規約細則

ST ポイント細則

本細則で使用される用語は、特に定義されていない限り、ST 会員規約において使用される定義語と同じ意味を有するものとします。

1. ポイント加算

(1) ST ポイントサービス加盟店各社共通

- ① ST ポイントは、上限 50,000 ポイントまで加算され、会員は当該上限ポイント数まで保有することができます。
- ② ST ポイントサービス加盟店における商品またはサービスのご購入またはご利用時に加算されたポイントの数量及びポイント残高は、ご購入またはご利用の都度発行されるレシート、アプリ、ST 会員専用マイページ、及び ST 共通プログラムサポートセンターにて照会することができます。
- ③ ST ポイントサービス加盟店各社により、商品またはサービスのご購入またはご利用時に加算するポイントの加算率が異なる場合があります。詳細は、ST ポイントサービス加盟店各社による案内やホームページ等をご確認ください。
- ④ 会員は、ST 会員専用マイページから手続を行うか、ST ポイントサービス加盟店または ST 共通プログラムサポートセンターに申し出ることにより、特定の ST ポイントサービス加盟店（ST ポイントサービス加盟店に申し出る方法による場合には、当該 ST ポイントサービス加盟店に限ります。）のカードまたはアプリのポイント残高と、会員ご本人が保有する他の ST ポイントサービス加盟店のカードまたはアプリのポイント残高を連携させることができます。この場合、当該連携に係るポイント残高を合計した ST ポイントの数量が当該連携に係るカードまたはアプリの各々に係る新たなポイント残高となり、以後、加算すべき ST ポイントの数量は当該連携に係るカードまたはアプリのポイント残高に加算されますが、減算すべき ST ポイントの数量も当該連携に係るカードまたはアプリのポイント残高から減算されます。

(2) サミット株式会社（以下「サミット社」といいます。）

- ① 「サミットストア」、「コルモピア」等の ST ポイントサービスの対象となる各店舗において、下記②に定める精算方法による商品またはサービスのご購入またはご利用前にカード等をご提示（レジによる読み取りを指します。以下同じ。）いただいた場合、原則として、ご購入またはご利用金額 200 円（税抜）につき 1 ポイント加算いたします。但し、加算されるポイントは、ご利用店舗、日時、商品・サービス等により異なりますので、詳しくは予めご利用の店舗またはサミット社による案内や

ホームページ等でご確認ください。

- ②ポイントが加算される精算方法は、現金、クレジットカード等の支払カード、交通系 IC カード等の電子マネー、スマホ決済（コード決済）、サミット商品券、ギフト券、ポイント使用でのお支払、その他サミット社が指定する精算方法とします。
- ③商品またはサービスのご購入またはご利用前にカード等をご提示いただけない場合（会員の端末やアプリ及び通信の障害による責は負いません。）は、ポイントの加算はできません。但し、ご購入またはご利用日を含む 10 日以内に当該精算に係るレシートをご購入またはご利用いただいた店舗に持参された場合は、当該ポイントを加算いたします。
- ④ポイント倍率アップセール時は、対象となる商品またはサービスのポイント倍率ごとに加算ポイントを計算いたします。但し、ポイント倍率は、上記②に定める精算方法ならびに商品及びサービスにより異なりますので、詳しくは予めご利用の店舗またはサミット社による案内やホームページ等でご確認ください。
- ⑤商品券、タバコ、プリペイドカードの購入、公共料金のお支払及びその他サミット社が指定した商品の購入・サービスのご利用にはポイントは加算されません。

(3)株式会社トモズ（以下「トモズ社」といいます。）

- ①「トモズ」、「アメリカンファーマシー」、「インクローバー」等の ST ポイントサービスの対象となる各店舗でのポイント加算対象となる商品またはサービス（以下「対象商品」といいます。）のご購入またはご利用に際し、ご精算前に、レジにてカード等をご提示頂いた会員に対し、ご精算 1 回につき、ご購入またはご利用金額 100 円（税抜）に対し 1 ポイント加算いたします。
- ②レジでのご精算終了後にカード等をご提示頂いた会員、またはレジでのご精算前にカード等のご提示がない会員は、ポイントの加算を受けることができません。
- ③自動販売機、コピー機、商品の宅配料、その他トモズ社が指定する商品・サービスは、対象商品には該当しません。

2. ポイントの使用

(1)ST ポイントサービス加盟店各社共通

- ①会員は、ST ポイントサービス加盟店各社の店舗において、ポイント加算の対象となるご精算が終了した次回の対象となる商品またはサービス（ST ポイントサービス加盟店各社にて別途指定するものを除きます。）のご購入またはご利用に係るご精算分から、当該ポイントをご使用頂けます。ポイントのご使用が可能な ST ポイントサービス加盟店各社の店舗は、ST ポイントサービス加盟店各社のホームページをご確認ください。
- ②以下の各号に該当する場合、ST ポイントサービスをご利用できない場合がありますの

で、予めご了承ください。

- a. ST ポイントサービスの利用に必要とされるシステムに故障が生じた場合、またはシステムの保守、点検等が必要なとき
 - b. 火災、停電、天変地異、通信回線の障害、第三者による妨害行為、法的規制、感染症流行等により、ST ポイントサービスの利用が困難になったとき
 - c. その他やむをえず ST ポイントサービスの利用の停止が必要と当社または ST ポイントサービス加盟店各社が判断したとき
- ③会員が対象となる商品またはサービスのご購入またはご利用の際にポイントをご購入またはご利用金額の値引きに使用した場合、当該商品またはサービスの価格のうち値引きされた部分については、ポイント加算の対象とはなりません。
- ④ポイント加算の対象となった購入商品またはサービスについて、返品または返金を伴う交換をする場合は、返金額に応じてポイントを減算させていただきます。この場合は商品またはサービスのご購入またはご利用時におけるポイント加算率を適用して減算すべきポイントを計算するものとします。なお、減算時にポイント残高が不足している場合は、不足分につき現金またはその他の方法で精算させていただきます。

(2) サミット社

- ①ポイントは、次回以降の対象商品またはサミット社が指定する商品・サービスのご購入またはご利用の際に1ポイント1円としてご購入またはご利用金額の値引きにご使用になれます。但し、1.-(2)-⑤で定める一部の商品・サービスの精算にはご使用になれません。
- ②ポイント残高（キャッシュバックの対象外となるポイントに係るポイント残高を除きます。以下この②において同じ。）がご精算時に1万ポイントを超えている場合、ポイント残高1万ポイントを使用して、現金1万円と交換できる「引換券（発行日当日限り有効）」を精算機で発行できますので（上限50,000ポイント＝現金50,000円まで）、現金に交換したい場合は引換券をお受け取りになり、係の者までお知らせください。「キャッシュバックの対象外となるポイント」とは、トモズ社が過去に発行していた旧トモズポイントを ST ポイントサービスに移行したことに伴い加算された ST ポイント及び処方せん薬の会計時に加算された ST ポイントをいいます。
- ③引換券が発行された場合、当該引換券の発行に伴い消滅したポイントはカード等に戻すことはできません。

(3) トモズ社

- ①会員は、残高ポイントを、対象商品またはトモズ社が指定する商品・サービスのご購入またはご利用の際に、1ポイント1円としてご購入またはご利用金額の値引きにご

使用になれます。なお、トモズ社が運営するオンラインショップではご使用できません。また、ご使用済みのポイントは、ポイント残高からマイナスされます。

- ②1 回の商品またはサービスのご購入またはご利用の際にご使用頂けるポイント数は当該使用時点における残高ポイントの範囲内に限られ、かつ 9,999 ポイントを上限とします。ご購入またはご利用金額が残高ポイントを超過する場合、当該超過部分については、現金またはその他の方法にてご精算頂く必要がありますので、予めご了承下さい。
- ③会員は、ご精算前に、レジにてカード等をご提示頂いた場合に限り、ポイントをご使用頂けます。レジでのご精算終了後にカード等をご提示頂いた場合、当該ご精算にポイントをご使用頂くことはできません。
- ④ポイントは、処方せん薬の代価の値引きのために使用することはできません。
- ⑤ポイントは、現金または商品券等との交換はできません。
- ⑥ポイントの換金・払戻し等はできません。

3. ポイント有効期限

ポイント残高の最終ご使用日、ポイントの最終加算日またはカード等を ST ポイントサービス加盟店において最後に提示した日のいずれか遅い日から 1 年間、ポイント残高のご使用、新たなポイントの加算または ST ポイントサービス加盟店におけるカード等の提示がない場合、その時点における会員のポイント残高はすべて自動的に失効するものします。

ST 電子マネー細則

本細則で使用される用語は、特に定義されていない限り、ST 会員規約において使用される定義語と同じ意味を有するものとします。

1. チャージ

電子マネーのチャージは、次に定める方法にて行うことができます。

- (1)会員は、当社所定の場所・方法にて、1,000 円単位で電子マネーをチャージすることができ、一度のチャージ限度額は、49,000 円以下です。現金以外の方法でのチャージはできないものとします。
- (2)会員は、1 枚のカード等に対して、電子マネー残高が 50,000 円超となるチャージはできないものとします（なお、アプリ上のカード機能もアプリ毎に 1 枚と数えるものとし、以下同じです。）。

2. 電子マネーの使用

- (1) 会員は、ST 電子マネーサービス加盟店の ST 電子マネーサービスの利用が可能な店舗（次の WEB ページでご確認ください。 <https://stprogram.lxio.net/stemoney-availablelist>）（以下「ST 電子マネーサービス利用可能店舗」といいます。）で商品またはサービスをご購入またはご利用の際に、これらの代価の弁済のために ST 電子マネーを使用することができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他当社または ST 電子マネーサービス加盟店が別途定める一部商品またはサービスについて、使用を制限する場合があります。
- (2) 会員が ST 電子マネーサービス利用可能店舗で ST 電子マネーサービスを利用して、商品またはサービスをご購入またはご利用する場合、電子マネー残高からその代価を差し引くことにより、金銭にて当該代価をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- (3) 会員は、ST 電子マネーサービス利用可能店舗において電子マネーサービスを利用して商品またはサービスをご購入またはご利用するに際し、電子マネー残高が当該商品またはサービスの代価に不足する場合には、その場で上記(2)に定める方法で電子マネー残高を加算することによって電子マネーにより全額を弁済するか、または現金その他の方法により不足額を支払うものとします。
- (4) 会員が ST 電子マネーサービス利用可能店舗において、商品またはサービスをご購入またはご利用する場合に利用できるカード等の枚数は、1枚に限ります。
- (5) 会員は、ST 電子マネーサービスを利用して商品またはサービスをご購入またはご利用した場合には、交付されるレシート等に印字して表示される電子マネー残高に誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で ST 電子マネーサービス利用可能店舗のレジ担当者に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は当該電子マネー残高について誤りがないことを了承したものとします。

3. 電子マネー残高

- (1) 電子マネー残高は、ST 電子マネーサービス利用時のレシート、アプリ、チャージ機、ST 会員専用マイページ、及び ST 共通プログラムサポートセンターにて照会することができるものとします。
- (2) 最後に ST 電子マネーサービスを利用した日及び最後にチャージした日については、当社もしくは本サービス加盟店各社のホームページまたはアプリ等に記載のお問合せ窓口にて照会することができるものとします。
- (3) 会員が、最後に ST 電子マネーサービスを利用した日、または、最後に ST 電子マネーをチャージした日から 5 年が経過した場合、自動的に電子マネー残高はゼロとなり、現金による払戻しも行われなものとします。
- (4) 会員が本サービスを退会し、または、会員資格を喪失した時点で、電子マネー残高は

失効し、現金による払戻しは行われないものとします。

(5) 会員は、当社が認めた場合を除き、電子マネー残高を他のカード等に移行することはできないものとします。

4. 電子マネー関連その他

(1) 会員は、次のいずれかの場合においては、その期間においてチャージすること、ST 電子マネーサービスを利用すること、及び電子マネー残高の照会ができないことを予め承諾するものとします。

① ST 電子マネーサービスを提供するシステムに故障が生じた場合及び当社または ST 電子マネーサービス加盟店各社がシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合

② カード等の破損、またはご利用のサービス及び店舗の機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合

③ その他やむを得ない事由のある場合

(2) 次項の場合を除き、電子マネーの換金、または、現金による払戻しはできないものとします。

(3) 次のいずれかの場合には、会員に対し事前に通知することにより、ST 電子マネーサービスを終了することができるものとします。

① 社会情勢の変化

② 法令の改廃

③ その他会社のやむを得ない都合による場合

(4) 前項の場合、会員は、ST 会員規約第 14 条第 2 項に従い、電子マネー残高について同額の現金による払戻しを求めることができるものとします。

制 定：2025 年 10 月 1 日